

# 平成28年度から軽自動車税の税率が変わります

平成26年度及び平成27年度税制改正において、軽自動車と普通自動車との間の負担水準格差の見直しが行われ、軽自動車税の標準税率の引き上げ等が行われました。津野町においても、この改正を踏まえた町税条例の改正により、軽自動車税の税率が変わります。

## (1) 原動機付自転車、二輪車、小型特殊自動車等

以下の車両については、購入や登録の時期に関わらず、全ての車両について新税率が適用されます。

車種		平成27年度	平成28年度
原動機付自転車	原付一種(総排気量50cc以下)	1,000	2,000
	原付二種(乙)(総排気量50cc超90cc以下)	1,200	2,000
	原付二種(甲)(総排気量90cc超125cc以下)	1,600	2,400
	ミニカー(総排気量20cc超50cc以下)	2,500	3,700
軽二輪車(125cc超250cc以下)		2,400	3,600
小型特殊自動車	農耕作業用	1,600	2,000
	その他	4,700	5,800
二輪の小型自動車(250cc超)		4,000	6,000
被牽引車		2,400	3,600

[単位：円]

## (2) 三輪、四輪以上の軽自動車

初度検査年月が平成27年4月以降の車両【※2】、初度検査年月から13年を超える車両(重課)【※3】については新税率が適用されますが、初度検査年月が平成15年1月から平成27年3月までの車両【※1】については税率の変更はありません。

車種			平成27年度	平成28年度		
				初度検査年月が平成15年1月～平成27年3月【※1】	初度検査年月が平成27年4月以降【※2】	初度検査年月が平成14年12月以前【※3】
三輪(660cc以下)			3,100	3,100	3,900	4,600
四輪以上 (660cc以下)	乗用	営業用	5,500	5,500	6,900	8,200
		自家用	7,200	7,200	10,800	12,900
	貨物用	営業用	3,000	3,000	3,800	4,500
		自家用	4,000	4,000	5,000	6,000

(注)初度検査年月とは、初めて車両番号の指定を受けた年月で、自動車車検証で確認できます。[単位：円]

## (3) グリーン化特例(軽課)

初度検査年月が平成27年4月から平成28年3月の車両【※2】で、一定の環境性能を満たす車両については平成28年度に限り、税率を軽課する特例措置が適用されます。

車種			標準税率	電気軽自動車・天然ガス軽自動車(平成21年排出ガス基準10%低減)	●乗用:平成17年排出ガス基準75%低減達成(★★★)かつ平成32年度燃費基準+20%達成車 ●貨物用:平成17年排出ガス基準75%低減達成(★★★)かつ平成27年度燃費基準+35%達成車	●乗用:平成17年排出ガス基準75%低減達成(★★★)かつ平成32年度燃費基準達成車 ●貨物用:平成17年排出ガス基準75%低減達成(★★★)かつ平成27年度燃費基準+15%達成車
三輪(660cc以下)			3,900	1,000	2,000	3,000
四輪以上 (660cc以下)	乗用	営業用	6,900	1,800	3,500	5,200
		自家用	10,800	2,700	5,400	8,100
	貨物用	営業用	3,800	1,000	1,900	2,900
		自家用	5,000	1,300	2,500	3,800

[単位：円]

お問い合わせ先：役場町民課税務係 電話 55-2314